

## 私学助成幼稚園の補足給付事業の対象となる食事の提供

## 1 補足給付事業の対象となる食事の提供

食事提供の方法	対象
自園調理（食材自己購入）	○
自園調理（食材外部搬入）	○
外部搬入による弁当	○ <sup>(※)</sup>
保護者による弁当持参	×

※ 外部搬入では、園が事業者と契約していること、希望があれば全員に提供できる体制が整っていることが、必要となります。

## 2 食事の提供実施状況と補足給付対象の事例（実施日数にかかわらず、実施状況で対象可否を判断します）

	事例	補足給付の対象	備考
例 1	① 外部搬入の弁当を、園が保護者に提供 ② 保護者による弁当を持参し、食べている。	① 外部搬入の弁当を園が保護者に提供：○ ② 保護者による弁当を持参：×	
例 2	週1日、給食を実施している	○	給食の回数に関係なく、 全員喫食できる体制であれば、補足給付対象
例 3	① 牛乳給食を全員に提供している ② 希望があった児童に、外部搬入の弁当を提供している。	① 牛乳給食を全員に提供：○ ② 希望があった児童に外部搬入の弁当を提供：○	希望すれば全員に弁当を提供できる体制が整っている場合のみ、補足給付の対象
例 4	園が事業者と契約し、外部搬入の弁当を園が提供している。料金は、保護者が直接事業者を支払っている。	○	
例 5	保護者が直接事業者と契約し、給食が実施されている。給食費は保護者が事業者を支払っている。	×	園と事業者との契約ではないため、対象外
例 6	原則、保護者のお弁当としているが、保護者がどうしても弁当を用意できない場合に、園が契約した事業者から外部搬入の弁当等を提供している。	×	原則保護者による弁当持参で「希望者全員に弁当を提供できる体制」は、整っていないと考えられるため対象外
例 7	園委託のもと保護者会が事業者と契約し、給食を実施している。給食費は保護者が、保護者会を通して支払っている。	×	園と事業者との契約ではないため、対象外